

総行マ第24号
令和3年7月26日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室長
(公印省略)

マイナンバーカードの申請促進に向けた出張申請受付等の積極的な実施について（通知）

平素よりマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードについては、QRコード付き申請書の送付やマイナポイント事業の対象手続期限の令和3年4月末への延長等により、累計の有効申請受付数は5,000万枚を超え、また、市区町村において交付体制の充実に取り組んでいただいたことにより、6月の月間交付枚数は過去最高の約300万枚、累計の交付枚数は4,500万枚を超えるなど、着実に普及が進んでいるところです。

一方で、「令和4年度末にほぼ全国民に行き渡ること」を目指す観点から、カードの申請促進に向けたさらなる取組を実施する必要があります。

カードの申請促進に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮しつつ、住民にとって利便性の高い場所や生活に身近な場所、住民が多く集まる場所などにおいて、市区町村職員が出張してカードの申請を受け付ける出張申請受付等（カードの交付申請に用いる顔写真の撮影やオンライン申請のサポート等の申請支援を出張して行う出張申請サポートを含む。以下同じ。）を実施することで、住民の申請機会の拡大を図るとともに、そうした場で効果的な宣伝・集客等に取り組み、申請数の増加を図ることが重要です。

（参考）全国の出張申請受付の月間延べ実施数（交付円滑化計画のフォローアップ調査より）

令和3年3月：2,149か所（過去最高） 令和3年5月：482か所

総務省としても、こうした取組を推進するため、今般、マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱（平成27年6月23日総行住第66号。以下「交付要綱」という。）を改正し、令和3年度限りの措置として、出張申請受付等に係る宣伝・集客経費の補助単価を増額したところです。

また、特に、今後、新型コロナワクチンの一般接種の本格化を踏まえ、ワクチンの集団接種会場等における出張申請受付等の取組も有効と考えられます。

各市区町村におかれては、こうした状況を踏まえ、下記により、出張申請受付等のさらなる拡大を図っていただくようお願いします。

各都道府県におかれては、この旨を承知の上、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 マイナンバーカード交付事務費補助金の拡充を踏まえた出張申請受付等の積極的実施

別紙1のとおり令和3年7月26日総行マ第23号総務大臣通知により交付要綱を改正し、出張申請受付等に係る宣伝・集客経費（商品券等の配布を含む）について、令和3年度に限り、出張申請受付等による申請受付件数1件当たりの補助単価を最大1,000円から最大2,000円に増額したことから、本補助金を活用し、宣伝・集客の取組と組み合わせつつ、積極的に出張申請受付等を実施していただきたいこと。なお、この改正による補助単価の増額は、令和3年4月1日以降の取組に、遡及して適用されること。

2 新型コロナワクチン接種会場等における出張申請受付等の実施

65歳未満の方への新型コロナワクチンの一般接種の本格化を踏まえ、集団接種会場や大規模接種会場の周辺において、来場者の健康状態にも十分配慮しつつ、出張申請受付等を積極的に実施していただきたいこと。

（例）1回目の接種時に申請予約を行い、2回目の接種時に本人確認の上でカード申請を受け付け、後日カードを郵送する等（参考：別紙2）

また、選挙事務の適正な管理執行にも配慮しつつ、期日前投票所の会場周辺において、出張申請受付等を実施することも考えられること。

なお、出張申請受付等を実施する経費やその宣伝・集客経費については、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象となること。

3 カード申請促進に向けたさらなる取組

今後、国において規模の大きい団体や出張申請受付等の取組が進んでいない団体等を選定の上、当該団体と連携して、全国のショッピングセンター・ターミナル駅等（500か所程度）に臨時の申請受付窓口を設置し、あわせて、カードの申請促進キャンペーンを展開する予定である。各団体におかれても、出張申請受付等を効果的に実施できる施設等を検討の上、上記の国の取組に呼応し、出張申請受付等を積極的に実施していただきたいこと。

なお、上記の国の取組については、詳細が決まり次第、別途お知らせ予定であること。